宝永五、六年の朝幕関係について

渡辺

優

六年の朝幕関係を跡づけたい。 近衛基煕の太政大臣任官があった宝永五 (一七〇八) 年から翌本稿では、宝永度の内裏造営を起点にし、家宣の将軍就任、

はじめ

に

「良好」であったかをあきらかにしていかなければならない、と結論をだしてもかまわないが、まず、何が、どのように生)であったことなどがあげられる。また、これにふれたものでも宝永、正徳期の朝幕関係は近衛基煕は将軍家宣の岳父のあることから「良好」であったと述べられているだけである。いろいろと検討した結果、朝幕関係が「良好」であったと結論をだしてもかまわないが、まず、何が、どのようにとおいる。いろいろと検討した結果、朝幕関係が「良好」であったと結論をだしてもかまわないが、まず、何が、どのようにといる。いろいろと検討した結果、朝幕関係が「良好」であったかをあきらかにしていかなければならない、と結論をだしていたと述べらればならない、とのであったというには、これまで見過でされてきるいろいる。

と考える。

時期の近衛基熈の位置づけを試みたい。 ・ に入り公家でははじめてのことであった。そして最後にこの に入り公家でははじめてのことであった。そして最後にこの に入り公家でははじめてのことであった。次に近衛基熈の太政大 に入り公家でははじめてのことであった。そして最後にこの に入り公家でははいる。 に入りるが、まず宝永五年

一 宝永度の内裏造営について

1 経過

信庸へ伝えた。されている東山天皇譲位の件を老中奉書で所司代松平紀伊守されている東山天皇譲位の件を老中奉書で所司代松平紀伊守により内裏は焼失した。幕府は直ちに御所造営と来春に予定宝永五(一七〇八)年三月八日、京油小路より起こった火災

付之由被 仰出候、此旨両伝 奏衆へ廻可被相達候、恐 (wuwwin) (w

三月十六月

大久保加賀守忠増 井上 河内守正岑

土屋 相模守政直 机二甲基甲基

松平紀伊守殿へ (信庸) ④

難いので新殿への移徙以後、元服、即位の順で行う。4、したと、が遷幸すること。3、慶仁親王の元服は仮殿では調い既で行うこと。2、内裏造営終了後、新帝(慶仁親王=中御門廷でも、これを受ける形で、1、来春予定の譲位・受禅は仮廷でも、これを受ける形で、1、来春予定の譲位・受禅は仮廷でも、これを受ける形で、1、来春予定の譲位・受禅は仮びを武家伝奏へ達するように申し送っている。とるの奉書によれば、譲位・受禅は来春挙行し、新殿へ東宮右の奉書によれば、譲位・受禅は来春挙行し、新殿へ東宮

一、紫宸殿簣子艮方御指図之通ニ可改事でついて、宝永六年三月二十四日条にはつぎのようにある。り高欄ニ可仕事り高欄ニ可仕事の高機ニ可仕事のといて、宝永六年三月二十四日条にはつぎのようにある。

熙に感想を述べている。

た際の結果について「内裏造営間之事、

毎事関東篤実」と基

一、同所簣子乾角方可改事

長橋廊下拭板清涼殿落縁并ニ仕同ヌメ敷居取払可 由

長橋南ノ方内外共一式ハメニ可

殿上南側一式ヌメ敷居取可申事

可仕事 殿上之上戸ノ妻戸西方え開候様相見之間東方え開 候

殿上棹間横木二通有之候、 上ノ木取可申事

陣座寄敷居取候事

床子座北柱丸柱二可改事

軒廊陣座宜陽殿并﨟所此度様少く相違候様ニ 右相違之間、最前之御殿之通ニ可改作候 相見候、

、 軒廊 紫宸殿陣座 作合柱間等最前之ト相違候様ニ相見 先規之通相違無之哉、 猶遂吟味可窺事

最前之図ニ合セ作合ト相見候様ニ可改事、

但以図

可窺事 ヲ上ケ申事 常御殿下殿等 北へ二間同前 御作法之時相支候間板敷

ている。

白家熙より基熙を通じて幕府側へ「先格」 る。これは少なくとも右にあげた十二箇所について、 居の様式、材質、 内侍所や紫宸殿、 御殿中御上段塗縁已外此度悉白木ニ可改事 あるいは軒廊の広さなどの改作を記してい 陣座などの十二箇所について、 の規格にするかど 回 以前関 縁、 敷

> されていないが、この改作の次第を受けてのことと思われる。 工頭中井主水正正知と対談している。これは詳しい事柄は 保春両武家伝奏から所司代より「可為如先規」との返答があ うかを尋ねたところ、この日庭田前大納言重条、< った内容である。この四日後の二十八日には近衛基熙は京大 摂政家熙の書付が送られてきた。 高野大納

・・コ、子細難記、然而去三月以後自当大樹聊有候達諸司代云~、此事先日委細申候、去年以来東武下知信其政今度新内裏御普請所~不叶旧儀事有之、仍以書付内容は次のとおりである。 儀」にかなわないことを伝えられた。このことは、三月以後 の将軍家宣の内意か、といぶかりながら幕府への不満を示し このように、 基熙は摂政家熙より所々の普請について 「旧 事急く之御所望而巳、仍及此沙汰者也、心中之事難記候

殿 宛の書状では、「禁裏御普請所~改作事、 両伝奏・議奏等相言語道断次第也」とある。九月四日には、摂政家熙から基熙言語道断次第也」とある。 共巡見、 裏普請のことにもふれ、「新内裏先日之外数十ケ所作違云く、 また、八月十五日には、基熙は摂政家熙と言談した際、 清涼殿、 其後書付遣諸司旨也」と、 記録所の唐戸、踏石、 武家伝奏や議奏衆が紫宸 回縁の改作箇所について 内

巡回し協議されたことを伝えてきている。 月十六日には、中御門天皇の移徙が行われたのである。 九月二十六日には、 新造御所の請け取りは行われ、 このような経過を

2 服忌とのかかわり

1 綱吉の薨去

て以来、はじめての将軍の死去であった。幕府では、故綱吉 にかかる忌服期間をどのように処理すればよいのかが問題と はとりやめられている。 十四日には京中にも触れがだされた。翌十五日には内裏普請 綱吉の薨去は貞享元(一六八四)年に幕府が服忌令を規定 宝永六(一七〇九)年正月十日に五代将軍綱吉は薨去した。

基熙は正月二十五日付けで次にあげる箇条を間部越前守へ 送っている。

合わせている。

なった。

基熙と幾度か綱吉の服忌をどのくらいにしたらよいか、

幕府は家宣の側用人である間部越前守詮房を通じて

今度御忌服事、 例可在其人之志事之様相見候歟、然者今度事御忌ハ を被用候者、将軍 座候哉、 退て加愚案候処、為養子着服之事古今先 被用一年御服候哉承度候事、若一年 宣下以下明年春迄も御延引ニて

> 右之道理候へハ、 五十日・御服ハ百五十日可為的当理歟之由存候事 将軍 宣下等ハ九月比を被用可然

禁裏仙洞造営之事、定而五旬已後可被仰付哉と存候、 歟と存候事

候とても少も不苦事候歟之事 造営修理等ハ各別之事候、造内裏等二三ケ月相延申 弥左様に被仰付可然かと存候、子細ハ凡太神宮諸社

両院御殿御造営畢已後御移徙以下之事、 被択吉月候

(ママ) 右之子細ニ付 被覚召由候へとも、 右之子細ニ付 御譲位之事、主上ニハ一日も早クトまての事候へハ、何之障無之候哉事 第一女中なと一日も早ク御譲位ヲ願はれ候よし、 強て此段 主上御願にてハ無之、

御譲位御即位以下ニ付、 とそ此節近例ノ通ニ御沙汰なされ被進候様ニと願存 之候、至于今諸人嘲哢、此事殊諸役人困窮仕候、何 諸臣之中にも左様ニ存候人有之候由ニ候事 先年毎事省略散く之儀等有

取加、別而事かしましく罷成申へくと存候事 御譲位若四月なとにても御座候へハ、 <後略> 院布衣始以下

春になってしまうため、 によると、 1 忌服を一年とすると、 先例にならい、 家宣は養子のため、 将軍宣下は明年

これ

御礼諸大名・諸役人・諸旗本申上、其以後将軍 宣ニ御座候、将軍 宣下者御忌被為明候て先御代替之候旨奉得其意候、御忌五十日・服十二月御用之御事、今度御忌服之事、被用一年御服候哉、被聞召度思召

書状が届いた。

宣下之御沙汰可被仰進哉と奉存候服者無御構御先例ニ御座候得者、四月五月之比将軍式ニ可有御座御沙汰云~、尤、御忌被為明候已後御下之御事御先代之御例ニ御座候得者、今度も其御格

召之御事 一四院御殿御造畢御服移徙已後御譲位御儀二付、 思

被成、被進候様ニと之御事諸人嘲哢諸役人困窮仕候得者、此節近代之通御沙汰

御譲位

御即位以下ニ付、

先年每事被省略之儀有之,

一、御譲位之御時節七・八・九月之間二と被仰進候様ニー、御譲位之御時節七・八・九月之間二と被仰進候様ニー、御譲位之御時節七・八・九月之間二と被仰進候様ニー、御譲位之御時節七・八・九月之間二と被仰進候様ニ

先年は毎事省略があったので、 譲位の順と家宣の思召である。 があるよう進め えないことと、 りの礼、将軍宣下を行う。 3、 ている。2、先代の例にならい、 は思召になったので、忌を五十日、 1 綱吉の服は一年を用いる服かどうかということを家宣 先例にあるので、 てほしい。 4、 5 尤も、 両院御殿造営終了以後、 諸人は嘲哢し、 四、五月頃将軍宣下の沙汰 将軍宣下は忌明けて代替わ 服を十二月用いる、 譲位、 忌明けて以後は差し支 即位以下について 諸役人は困窮

は、基煕の願いに沿った形となった。の思召は至極もっともであるという、内容であった。これら一言上し、万事よくなかったら、公武のためどうかとの基煕のとおり家宣に言上した。7、以上のことを家宣の思召を逐は、七、八、九月の間に行いたいことや近代の例などは思召したので、これは近代の通り沙汰すること。6、譲位の時節

(2) 浄光院の薨去

られた。 に庭田前大納言、高野大納言両武家伝奏に浄光院薨去が伝えに庭田前大納言、高野大納言両武家伝奏に浄光院薨去が伝え日に薨去した。幕府から所司代松平紀伊守を通じて、十六日田で薨去の御台所浄光院も綱吉薨去後まもなく宝永六年二月九

伝奏庭田前大納言へ伝えた。の旨を梅小路中納言共方、藤谷前中納言為茂両院伝奏が武家の旨を梅小路中納言共方、藤谷前中納言為茂両院伝奏が武家内裏普請について、二月十七日には、次にあげる霊元上皇

いる。

伊勢守、所司代松平紀伊守へ申し達し、穢がまざることがな

いようにと了解している旨も武家伝奏庭田前大納言に伝えて

は、「密く」として先日霊元上皇の思召の趣を院付武士山田は、「密く」として先日霊元上皇の思召の趣を院付武士山田市・遺わすのはどうかとの旨を先日霊元上皇側に申し入れた。東であった故綱吉とはちがうので、紀伊守はじめ普請にかかわるものは、穢がまざることがないようにして、来月早々より普請再開するよう所司代松平紀伊守へ仰せ遣わすようにとの内容であった。また禁裏(東山天皇)も「仙洞(霊元上皇)思知るものは、穢がまざることがないようにして、来月早々より普請再開するよう所司代松平紀伊守へ仰せ遣わすようにとり普請再開するよう所司代松平紀伊守へ仰せ遣わすようにとり、中陰の内にも取り掛かることを、幕府へ伊守の裁量により、中陰の内にも取り掛かることを、幕府へ伊守の裁量により、中陰の内にも取り掛かることを、幕府へ伊守の裁量により、中陰の内にも取り掛かることを、幕府へ伊守の裁量により、中陰の内にも取り出いるので、所司代松平紀を持つの対し出いるので、所司代松平紀の内裏御所普請はしばらく中断しているので、所司代松平紀の内裏御所書はいばらいといるので、前司代松平紀

昨日被仰出候思召之趣、関東へ可被仰遣哉否之儀、被尋すことは、霊元上皇も同意である旨を伝えている。武家伝奏が所司代松平紀伊守のもとへ赴き、幕府へ仰せ遣わてれをうけて、翌十八日には庭田前大納言、高野大納言両

手紙可有御座候承ノ御精進之上浄光院殿薨去ニ付、弥御越之由申之書付者昨日御覧之通也、亜相殿御政務此節御 御気色候、 下候御念入候御事なる程被仰遣可宜之旨被申之通令言上 冬麻疹御煩之御諮侯者、 之儀被准御養母卅日五ケ月之御忌服ニて、其内廿日之御 精進御続被成候得者、御機嫌之程無御心元思召候、 候左様候ハゝ、弥可被仰遣之間、 日数も立候者、早速御精進被為解候様ニと御沙汰候、 則書付相渡了者候へハ、奉り早速関東へ可申 別て無御心元 関東へ宜被申達候様と 思召候、 此段関 此度 旧

東え宜被申入之旨、

御気色候、

以上

二月十八日

高野大納言 (乗春) (重条)

松平紀伊守殿(倉庫)の

内裏御所普請は、来月早々再開する、浄光院へ贈従一位を願 服忌の期間は一応養母に准し、忌三十日、服五十日とする、 た旨を伝えている。 うなどといった武家奉書の内容を所司代松平紀伊守より窺っ 二月二十九日には、 関白家熙は基熙宛に書状で、 浄光院 の

近衛基熙の太政大臣任官について

笥大納言隆賀が基煕を訪ねた。 た。約半年後の九月八日には、 ている天皇元服のため太政大臣に任ぜられることを申し述べ 宝永六年三月二十五日、関白家熙は基熙へ来春に予定され 東山天皇の旨を伝える形で櫛

新院仰云明春可有《天皇元服加冠之事可勤仕、且相国之(東当天皇) 以下はその内容である。 所令歓喜也、依仍即闕之事可拝任之旨頗余慶不過之、尤請言畏承了、第一御元服之事近来不及御沙汰今度再興事 拜任似断絶今度於御元服事愚老可任之条頗似有面目於当過之旨返~歓喜了、抑相国事東求院殿以来五家并清華等状強可進申旨固所蒙仰也、然即令被申領掌於一身歓喜不状強可進申旨固所蒙仰也、然即令被申領掌於一身歓喜不 之者彼亜相示云心中令安堵了、兼て 院御気色若雖無領 事可拝任、 雖可固辞事当時無其仁上者不論是非畏了、此旨宜敷被奏 相存之、弥於令状者近日可被仰関東御内意之旨也者申御 若依病気雖不能其儀暫時令拝任可讓摂政旨可

加冠役を務めること。 整理すると、1、 基煕が明春行われる天皇の元服の儀式で 同時に、 相国(太政大臣)に任ぜられる

のである。

よる穢をさけるように考慮しつつ、

幕府、

このように、

内裏普請については、

綱吉、浄光院の服忌に 朝廷で討議された

世耀無比肩人今日亦如此是有神明哉、

讓摂政者既父子極

る。 は畏まって御請けした。基熙はこのことに大いに歓喜していは畏まって御請けした。基熙はこのことに大いに歓喜していを承認するなら近日中に幕府へ申し入れる、というので基煕でも、しばらく拝任し、後に摂政家熙に譲ること。3、それこと。2、もし、病気により加冠役を務めることができなく

又相国事東求院殿以来子細無知人、此事 後水尾院・後ように記している。 (近第前人)

> どを書き留めている。 細を知る人はいないこと。朝廷方は、 元服 た首尾は全く知らず、こ **このことについては、広く行き渡らず、今日幕府ではこの子** 口を閉ざしていること。 を務めることを、 の役儀 のさいに 以前より武家方は申し出でてい は 摂政が処理した後に話を聞いたことな 去年御元服について幕府へ仰せられ 武家が太政大臣に拝任し、 注記する人があっても、 加冠の ただし、

本のでは、 本のでは、 本の大臣のではなく、 本の大政が、『新井白石目記』九月四日条には、「越前守殿対談、 がないが、『新井白石目記』九月四日条には、「越前守殿対談、 大政大臣考之事被仰せ」と記されている。 ましくは述べられて 井白石、間部詮房の間で協議している。 詳しくは述べられて 井白石、間部詮房の間で協議している。 まの大政が、『新井白石目記』 本の大田名、 は、「越前守殿対談、 は、「越前守殿対談、 は、「は述べられて 大政大臣をと思われる。

また、九月二十九日には、将軍家宣御台所熙子御側用人からの種々の問い合わせとともに、熙子からの書状が届き、基のの種々の問い合わせとともに、熙子からの書状が届き、基別でいるように、基熙に太政大臣拝任を承諾するよう強く勧め、またこれは近衛家にとっては「家門栄耀」であると伝えめ、またこれは近衛家にとっては「家門栄耀」であると伝える。

政大臣就任を申し入れた。相国宣下は十月二十五日行われた。 十月九日には、庭田、高野両武家伝奏が基煕と対面し、太

てみると、

武威を示すため東武(将軍) に贈官していたこと。

天皇の

当時、太政大臣は「有名無実」となっていた。

基煕は太政大臣について東求院

かつて後水尾天皇、

後西天皇からの仰せを思い出し ||宋求院(近衞前久) 以来子細知る人||®

大臣に就任した。 基熙は近衛前久以来、公家でははじめて江戸時代に入り太政

ら太政大臣を摂政に譲ることを前提にしていたようだ。 櫛笥大納言との対談でもわかるように、基煕も周囲も当初か「来春御元服」のため任じられている。しかし、九月八日のところで、この相国宣下で基煕は名目上では中御門天皇の

十一月一日条には、次のようにある。

数年、当時別て雖加保養痼疾之間無其減、只辞退之外無雖然扶老屈御元服時節可勤仕旨御懇云、畏承了、但所労聞召、起居不自由仍拝賀等之事一向難勤旨申条同被聞召、成家両人来伝 新院仰云、相国事去廿七日申辞退之事被(産田重永・高野保春)(東山上島)

元服の役儀を勤めるよう切望している。しかし、基煕は辞退「扶老屈」してでも、つまり杖をついてでも、中御門天皇のを辞退する旨を申し出ている。これに対して、東山上皇は、任官されて二日後には基煕は健康上の理由により太政大臣

能~可令沙汰給旨相示了

の意志がすでにかたまっていたようである。

くく、猶能可令沙汰給旨示了 摂政旨兼所有御沙汰之趣可相達関東旨被仰出旨也、畏悦即明日両伝奏向諸司方辞退之事可仰出、又相国事可被譲両伝奏於閑所申云、兼所申入之辞退事令奏新院被聞召了、(鹿頭桑・高野原春)

> に伝えることとしている。 摂政家煕に太政大臣は譲る趣であることを幕府へ達するよう野両伝奏は所司代松平紀伊守へ基煕の辞退を伝えるとともに、東山上皇も基煕の太政大臣辞退の旨を了承した。庭田・高

で短期間のものであった。をすることなく、任官期間は十月二十五日から十二月九日まをすることなく、任官期間は十月二十五日から十二月九日まんのように、基煕は、中御門天皇元服儀式において加冠役

主に有職故実に関する事柄を基煕に問い合わせていた。 書に有職故実に関する事柄を基煕に問い合わせていた。 勘案すると、当初から太政大臣は前左大臣 当時無其仁上者不論是非畏了」とあるように、「沈雖可固辞 当時無其仁上者不論是非畏了」とあるように、「沈雖可固辞 当時無其仁上者不論是非畏了」とあるように、「沈雖可固辞 当時無其仁上者不論是非畏了」とあるように、「沈雖可固辞 当時無其仁上者不論是非畏了」とあるように、「沈雖可固辞 上皇から 太政大臣拝任を 勧められたときに、「沈雖可固辞 上皇から 太政大臣非任を 勧められたときに、「沈雖可固辞 」といる。

三 基熙の対人関係について

は、何事も「不法」であり、当代の将軍家宣の政務は「難渋」藤大和守泰通から基煕宛の書状には、将軍綱吉のときの政務室永六年九月七日には、関東に下向していた近衛家家僕進

に一目置いていたようである。 忠臣也」、「公武大切候人也」と記しており、間部の勤めぶりる。特に間部越前守については、基熙は日記に「古今無比類より政務は徐々に良好になりつつある旨を書き送ってきていま中小笠原佐渡守長重、秋元但馬守喬朝ら「賢者」の働きにしていると察せられるが、側用人間部越前守詮房をはじめ、

し安易すぎるように思われる。際の政務においても両者の間が良好であったとすることは少際の政務においても両者の間が良好であったとすることは少的な感情を記しているに過ぎない。これらの記述から直に実しかし、これらのことは、基煕が家宣、詮房に対して、私

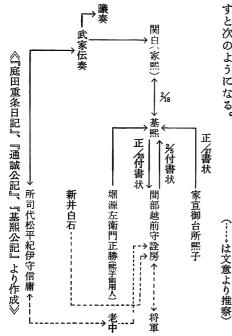
家宣の将軍宣下を例にとると次のようになる。

そこで次は、実際に朝幕における基煕の位置を見ていきた

もとに届き、「将軍 宣下等之事、 大概八月九月」になるだ宝永六年正月二十七日条では、熙子の自筆の書状が基熙の

話題にしている。 話題にしている。 話題にしている。 まで、幕府側は「四、五月之比将軍 宣下」 ということとともに、幕府側は「四、五月之比将軍 宣下」 ということとともに、幕府側は「四、五月之比将軍 宣下」 を希望している旨を伝えている(二月二十日)、 二月十八日条 ということとを伝えている。また、二月五日付の間部越前守から

すと次のようになる。 (-----は文意より推察)白(近衛家熙)の正式ルートとの折衝も行われており、図に示白(近衛家熙)――武家伝奏(庭田前大納言、高野大納言)――関代(松平紀伊守)――武家伝奏(庭田前大納言、高野大納言)――関



月三日には、 宣下の日時、 図のような情報の取り交わしがそれぞれの間で行われ、 所司代松平紀伊守信庸と、武家伝奏の間で将軍 勅使関東下向について協議された。 Ξ

将軍 宣下之事、 関東御障中明候て、早速被 **掌**一会

相済候以後、

申来候間、為御心得申と候尚又追く[御譲位御受禅可有沙汰、 宣下勅使其外御使等四月廿六日江府御着候可相談之旨 先日被仰聞候趣相違候処、 松平紀伊守 (僧庸) 将軍

庭田前大納言殿高野大納言殿(軍条)會

が執り行われた。 二十一日には東山天皇の譲位、 このような経過をへて、五月一日に家宣の将軍宣下、 慶仁親王(中御門天皇)の受禅 六月

家煕との閑談の内容は、多くは「関白被来暫言談」と詳しるために左にあげる特定できる人物に限定したものである。 あったようである。 について話し合ったなどとあるように、 くは記されていないが、例えば「公武間事」(二月二十一日条) 月迄と限定した。また人物も基熙との関係をより明確にさせ 次に基煕の対人関係を示した。時期を宝永六年正月から九 政務に関わることも

熙子からの書状は、 大五郎君や奥向きの様子を伝えている

基熙対人表(宝永六年正月~九月)

	(松平紀)	中井	関東	熙子	家 久	家熙	人
	紀伊守)	井主水正	部、堀)	御台所	(左幕)	関白	名
	2	4	l		36	49	閑談
『基熙公記』による。	ı	l	ı		2	1	詠草
	ı	ı	١	1	1	9	訪ねる贈
による。	ı	1	ı	1	1	2	贈る
	1	l	4	7	1	ı	贈物届
数字は回数を示す	1	ı	7	ļ	1	1	書付送
示す)	4	1	38	11	1	13	書付届

が、 で政務の問い合わせを行ったと思われる。 有密書、 用事等多也」(七月八日条) とあるように、 家宣の内意を伝えたり、あるいは「自御臺祇候者、 密書の形 例如

ろ当然のことである。 平紀伊守が少なく思われるのは、この時期基熙は公的には一 御所造営について言談したと思われるものである。所司代松 線を退いているからであり、直接的な関係が少ないのはむし 「関東之用事」に関する問い合わせである。中井主水正とは 関東では、間部越前守や熙子の側用人である堀正勝からの

してからである。この時期の基煕は、幕府、 幕府の「用事」が問い合わせられるのは、家宣が将軍に就任 宝永六年正月から九月までの間しかとりあげなかっ 朝廷双方におい たが、

われる。 て有職故実などに関して大きく役割を果たしていたように思

る。 がき請の日程をいつ頃にするかについて、次の記事がみられ がき家宣側用人間部越前守宛の書状では、故綱吉の忌服の取 また、第一章でとりあげた宝永六年二月二十日条の 基煕

之中にも左様ニ存候人有之候由ニ候事 <中略>女中なと一日も早ク御譲位ヲ願われ候よし、又諸臣召由候へとも、強て此段 主上御願にて無之、第一一、右之子細ニ付、御譲位之主上ニハ一日も早クト被思一、東山天皇)

しくと存候へハ、公武の御ため不宜儀可有之候敷、所詮 (大事申候で其御地へ言上之事候へハ、彼是ニ付事わ丈ま 社と自其御地被仰入候様ニ致度存左なく候てハ、京ニて ですりと はと自其御地被仰入候様ニ致度存左なく候てハ、京ニて (ママンと) はと自其御地被仰入候様ニ致度存左なく候てハ、京ニて (ママンと) はと自其御地被仰入候様ニ致度存左なく候でハ、京ニて (ママンと) はと自其御地被仰入候様ニ致度存左なく候でハ、京ニて (ママンと) につる。 では、八月比 院御移 につる。 にの事まで諸司 につる。 につる。 にの事まで諸司 につる。 にの事まで諸司 につる。 にの事まで諸司 につる。 にの事まで諸司 につる。 にの事まで諸司 にのする。 にのる。 にのる。

た時期は四月頃執り行いたい、とする動きがあったことを基朝廷内で、東山天皇の譲位の日程を一日でも早く行う、ま

と返く相願申候

<後略>

院御殿六、

七月之間ニと其地より仰入られ候様に

調停役のような役割を果たしていたと推察できる。とのように、時として基煕は幕府と朝廷の間にたっていわば側用人間部越前守に幕府から説得するよう暗に促している。煕は察知していた。これらの動向を抑えるため、基煕は家宣

おわりに

えたい。後に若干のまとめと今後に残された課題を述べてむすびにか後に若干のまとめと今後に残された課題を述べてむすびにか基煕を中心にすえて、朝幕関係の在り方を跡づけてきた。最以上、宝永度の内裏普請を起点にして、太政大臣任官など

対して約五二%もの増加であった。 坪の敷地が拡張されている。これは、 なかったが、 ことを検討していく必要がある。ここではふれることはでき 綱吉段階で取り決められ、 ある。内裏造営に限らず、 綱吉の段階で決定されており、 ようとする動きがあった。 宝永度の内裏造営は、将軍家宣になったとき、 綱吉の段階で宝永度の内裏造営では、七四三六 幕府の対朝廷政策について、何が 何を家宣は引き継いだのかという しかし普請の取り決めは、 実現するに至らなかったので 前回行われた延宝度に 先格に整え 前将軍

の加冠の役儀のためとはいえ、公家では天正十(一五八二)年基熙の太政大臣任官は、名目上は中御門天皇の元服のため

天皇元服の加冠役は太政大臣が行うことになる。近衛前久が太政大臣となって以来のものであった。これ以後、

家宣が将軍に就任して以来、すでに一線を退いている基煕を開びたい。 のは、閑院宮の創立、朝鮮通信使の応接儀礼を新井白石とと るところが大きいと思われる。この役割が最大に発揮される のは、閑院宮の創立、朝鮮通信使の応接儀礼を新井白石とと もに整えたことだと考える。これを個人的な恣意性で留める ことなく、幕府、朝廷機構の中で政策決定のメカニズムを明ら かにすることも不可欠であろう。宝永期は霊元上皇が院政を かにすることも不可欠であろう。宝永期は霊元上皇が院政を かにすることも不可欠であろう。宝永期は霊元上皇が院政を かにすることも不可欠であろう。宝永期は霊元上皇が院政を かにすることも不可欠であろう。宝永期は霊元上皇が院政を かにすることも不可欠である。と同時に、やはりこの時期の公的なメカニズムを明ら かにすることも不可欠である。。 本課題は多いが、他日を期してひとまず稿を閉じたい。 のように位置づけられるのかを考えていく必要があると思わ かにすることも不可欠である。。 のように位置づけられるのかを考えていく必要があると思わ かにすることも不可欠である。。 のように位置づけられるのかを考えていく必要があると思わ のように位置づけられるのかを考えていく必要があると思わ かにするとを悪力によるとも、 のように位置がはないと表情の中で政策決定のメカニズムを明ら のように位置づけられるのかを考えていく必要がある。以上、 残されるのか明らかにする必要がある。以上、 のようにかにする必要がある。以上、 のようにかにする必要がある。以上、 のようにから、 のよりにから、 のようにから、 のまる、 のまたり、 のようにから、 のようにから、 のようにから、 のまがら、 のまがら、 のまでがら、 のまでがら、 のまがら、 のまでは、 のまで

(中央公論美術出版、一九八〇年)、藤岡通夫『新訂 京都御所』『中井家文書の研究』 全八巻 (特に宝永度については、第 五巻造営を扱った代表的な論著としては、以下のものがある。平井聖進上によるが、他はいずれも火災によるものである。なお、内裏進営は、慶長度、寛永度、承応度、寛文度、延宝度) 近世の内裏造営は、慶長度、寛永度、承応度、寛文度、延宝度

È

代史』(內外書籍『綜合日本史大系』第九巻、一九二七年、復刊、三年、復刊、講談社学術文庫、一九七六年)、 栗田元次 『江戸時民友社、一九二六年)、三上参次『江戸時代史』(富山房、一九四、 徳富猪一郎『元禄享保中間時代』(『近世日本国民史』第二十巻、

子「手伝普請について」(『学習院大学文学部研究年報』十四、一ら論述している。また、大名の手伝普請の立場からは、善積美恵(中央公論美術出版、一九八七年)。 これらは、 建築史の立場か

九七六年)の中で御所について述べられている。

- 日内大臣就任まで議奏衆であった。
 てれは久我大納言通誠の筆による。当時通誠は宝永六年三月十八の
 『通誠公記』宝永五年三月廿一日条(宮内庁書陵部蔵)
- | 今回もそれに相応する期間で普請するものと考える。| これまでに行われた内裏造営はほぼ一年の歳月を要している。
- して春宮御殿は計画されなかった。来春に慶仁親王の受禅が予定されていたため、造営期間を勘案
- ⑧ 関白近衞家煕のこと。
- は関白と摂政の両方で記している。 職名の表記は煩雑になるが『基煕公記』中の表記に従い、本文にの 近衛家煕は宝永六年六月二十一日より摂政となった。家煕の官
- 守長房宛となっている。 書状の差出、宛名は、間部越前守詮房から近衛家家僕進藤筑後
- 庭田前大納言重条は、宝永五年十二月十三日に武家伝奏に就任し⑱ 『庭田重条日記』宝永六年二月一七日条(宮内庁書陵部蔵)九月に綱吉に嫁いでいる。 一七日条(宮内庁書陵部蔵)年光院は鷹司教平女信子である。信子は寛文四(一六六四)年

- 『庭田重条日記』宝永六年二月一八日条
- 府から内裏普請奉行助役の大名について『徳川実記』宝永六年四⑮ 本文では、将軍綱吉と御台所浄光院について述べた。また、幕
- 月二十三日条に次のような記述がある。
- て。松平下総守忠雅にかへ命ぜらる。 さきに 禁廷造営の助役奉りし本多能登守忠常うせたるをも
- 考える。への交代の理由のひとつに、服忌、穢の問題がかかわっているとへの交代の理由のひとつに、服忌、穢の問題がかかわっていると関連史料を見いだせなかったが、この本多能登守から松平下総守
- で太政大臣に就任している。 で太政大臣に就任している。
- する。 の基煕の記載については、事実関係も含めて多分に検討を要
- 『年》(『日本歴史』四一〇号、一九八〇)(『日本歴史』四一〇号、一九八〇) 橋本義彦「太政大臣について」(『日本歴史』四一〇号、一九八
- 記載がある。 (東京大学史料編纂所所蔵)には、基煕、家煕の太政大臣任官の⑳ 本文では、事実経過を述べたが、東園基長の日記『基長卿記』
- ①宝永六年十月廿五日条
- 不被参任、今度之義定而為恐悦哉へ後略〉
 伝聞、太閤基熙公令任太政大臣、近代中絶之官也、近年依所労

②宝永七年十二月廿五日条

官云~<</td>後略> 摂政太政大臣被参 今日摂政前左大臣 寒熙公四十四才 被蒙任太政大臣宣旨、 院為慶申也、来年正月一日天皇可有冠依加冠被任此 <中略>

ったのは、近衛前久を先例にしたものか。 認識していなかったようだ。また、基煕の就任期間が短期間であ とあり、①と②を比較して、基長は、基煕については任官理由を

- 『通誠公記』宝永六年三月三日条
- 22 賀女、於須免の方。 家宣の子。宝永五年十二月二十一日誕生。母は家宣側室櫛笥隆
- はなかった。 である。平井誠二氏が「江戸時代の婚姻―公家と武家の場合―」 に、基熙と家宣は熙子との婚儀当初からこのような密接な関係で 『姓氏と家紋』第六一号、一九九一年)で述べられているよう 本稿は家宣が将軍就任前後の宝永五、六年に限って述べただけ

纂所・宮内庁書陵部の方々にお礼を申しあげます。 史料閲覧にあたって、お世話になった陽明文庫・東京大学史料編

とかかわることが多いことを断っておきたい。 《『日本歴史』 五三八号、一九九三年) がだされた。 本稿はこれら 本稿作成後、高埜利彦「元禄・享保の時代」(『日本の歴史』十三 集英社、一九九二年)、 久保貴子 一宝永正徳期の朝廷と幕府」

(関西大学大学院博士課程後期課程)

本 뮥 の 編 集 委 員

柿 本 典 昭 (教 授)

田 貫 (教 授

藪

仁 志 (助教授)

中

村

谷

英 治 (助教授)

新

村

修

 \widehat{M}_1

日本史)

木

信

亮 $\widehat{\mathbf{M}}_{1}$

日本史)

土

屋

卓

東洋史)

塩

悟 $\stackrel{\textstyle \frown}{M}$

保

島

田

美

 $\widehat{\mathbf{M}}$ 1 西洋史)

 \widehat{M} 1 地誌学)

矢

舢

巌